

令和6年度 福島市社会福祉審議会 第5回地域福祉専門分科会 会議録

開催日時	令和7年2月28日（金） 14時00分～16時00分																														
開催場所	市役所 4階 庁議室																														
分科会委員 (10名)	<p>出席8名</p> <table> <tr><td>・遠藤 寿海</td><td>分科会長</td><td>(出席)</td><td>・高橋 久美子</td><td>委員</td><td>(出席)</td></tr> <tr><td>・安部 正夫</td><td>委員</td><td>(出席)</td><td>・武田 淑子</td><td>委員</td><td>(欠席)</td></tr> <tr><td>・菅野 美智子</td><td>委員</td><td>(出席)</td><td>・立花 由里子</td><td>委員</td><td>(欠席)</td></tr> <tr><td>・佐藤 守</td><td>委員</td><td>(出席)</td><td>・山田 和江</td><td>委員</td><td>(出席)</td></tr> <tr><td>・鈴木 泰雄</td><td>委員</td><td>(出席)</td><td>・佐藤 愛花</td><td>委員</td><td>(出席)</td></tr> </table>	・遠藤 寿海	分科会長	(出席)	・高橋 久美子	委員	(出席)	・安部 正夫	委員	(出席)	・武田 淑子	委員	(欠席)	・菅野 美智子	委員	(出席)	・立花 由里子	委員	(欠席)	・佐藤 守	委員	(出席)	・山田 和江	委員	(出席)	・鈴木 泰雄	委員	(出席)	・佐藤 愛花	委員	(出席)
・遠藤 寿海	分科会長	(出席)	・高橋 久美子	委員	(出席)																										
・安部 正夫	委員	(出席)	・武田 淑子	委員	(欠席)																										
・菅野 美智子	委員	(出席)	・立花 由里子	委員	(欠席)																										
・佐藤 守	委員	(出席)	・山田 和江	委員	(出席)																										
・鈴木 泰雄	委員	(出席)	・佐藤 愛花	委員	(出席)																										
事務局	<table> <tr><td>健康福祉部長</td><td>村田 泰一</td></tr> <tr><td>共生社会推進課長</td><td>中野 貴幸</td></tr> <tr><td>共生社会推進課課長補佐兼地域福祉係長</td><td>清野 博光</td></tr> <tr><td>共生社会推進課 地域福祉係 主査</td><td>菊池 孝幸</td></tr> <tr><td>共生社会推進課 地域福祉係 主事</td><td>丹治 美優</td></tr> <tr><td>※オブザーバー</td><td></td></tr> <tr><td>福島市社会福祉協議会 総務課 課長補佐</td><td>佐藤 謙一郎</td></tr> <tr><td>福島市社会福祉協議会 総務課 地域福祉係</td><td>山川 ももこ</td></tr> <tr><td>福島市社会福祉協議会 総務課 地域福祉係</td><td>鈴木 晶</td></tr> </table>	健康福祉部長	村田 泰一	共生社会推進課長	中野 貴幸	共生社会推進課課長補佐兼地域福祉係長	清野 博光	共生社会推進課 地域福祉係 主査	菊池 孝幸	共生社会推進課 地域福祉係 主事	丹治 美優	※オブザーバー		福島市社会福祉協議会 総務課 課長補佐	佐藤 謙一郎	福島市社会福祉協議会 総務課 地域福祉係	山川 ももこ	福島市社会福祉協議会 総務課 地域福祉係	鈴木 晶												
健康福祉部長	村田 泰一																														
共生社会推進課長	中野 貴幸																														
共生社会推進課課長補佐兼地域福祉係長	清野 博光																														
共生社会推進課 地域福祉係 主査	菊池 孝幸																														
共生社会推進課 地域福祉係 主事	丹治 美優																														
※オブザーバー																															
福島市社会福祉協議会 総務課 課長補佐	佐藤 謙一郎																														
福島市社会福祉協議会 総務課 地域福祉係	山川 ももこ																														
福島市社会福祉協議会 総務課 地域福祉係	鈴木 晶																														
会議次第	<p>○令和6年度 福島市社会福祉審議会 第5回地域福祉専門分科会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福島市地域福祉計画2026「骨子」について (2) その他 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度 計画策定スケジュール（予定）について 5 閉会 																														

協議事項等の内容

1 開会	
2 あいさつ	遠藤分科会長及び村田部長
3 協議事項	議事進行：遠藤分科会長（議長） <u>(1) 福島市地域福祉計画2026「骨子」について</u> (説明者：事務局) ・前回の分科会（第4回）で説明した骨子案から修正した点について説明。
《意見交換》	
【A委員】	P24 の「計画の体系」の基本方針 3-4 基本施策(2)にある「福祉圏域」とはどんなものを指しているのか。
【事務局】	その場面に応じて圏域は変わってくると思っている。例えば、福祉サービスであれば地域単位の福祉もあるが、医療だと福島市だけですべての医療分野をカバーするのはできない。県北地区という大きな圏域の中でいえば、小児科や産婦人科があげられる。現在、医師不足の問題が出ているがその様な課題にも対応しなくてはならない。感染症対策だと生活圏域は伊達地区などの県北地区全域を含めて人の流れが出てくる。この様なことから、様々な分野によって圏域の広さというのが変わってくると思っている。想定する事業も複数ぶら下がるイメージをもつていたので、こういった表現をとっている。
【議長】	「身近な」という表現だと、日常生活圏域のレベルかと思ってしまう。医療圏域になると身近よりも広い感じがする。場面によって変わるのであれば、「身近な」ではなく「様々な」という表現もいいかと思う。具体的な事業と結びつけていためイメージがつきにくい。町内会レベルから医療全域まで含めることがわかるように整理するといいのではと思う。
【A委員】	その辺は素案の協議の時にもう少し詳しくなるのか。
【事務局】	本編の中である程度イメージができるようには整理する予定。「身近な」という表現は人によってとらえ方も違う。例えば伊達市の病院に行くなどの救急体制についてもイメージしている。そういう意味で「身近な」という表現にしたが、確かに誤解を招く可能性もあるため、そこについては、今後検討していく。
【議長】	P2 の「計画の位置づけ」について、高齢者いきいきプランに高齢者福祉計画と介護保険事業計画がぶら下がる形で修正しているが、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画は一体的なものとしてつくるというような条文になっているために、福島市は高齢者いきいきプランという名

	<p>称で計画を策定したことはわかる。但し、障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画は別の計画として策定しているものなので、左側のようなぶら下がりだとちょっと違うのではという認識を持っている。どちらかというと「▲福島市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画となると思う。その辺は障がい福祉課と話をしているのか。</p>
【事務局】	<p>障がい福祉課とも話をしているが、考え方が非常に難しい。法律で見ると社会福祉法上は、障がい者計画を触れていて、関連する障がい福祉計画や障がい児福祉計画っていうのは触れていないというのが現状。2つの計画については、いずれも障がい者計画の体系の中で整理されており、実体とあっていないという理解はある。個別計画は地域福祉計画のアクションプランであり、それによって具体的な施策が展開されると考えているため、無理があることを承知の上で障がい者計画の中に2つの計画をぶら下げているのが現状。</p>
【議長】	<p>こども計画と子育て支援の関係性はなくていいのか。全部包含されている形で今回のこども計画が変わったという認識でいいのか。</p>
【事務局】	<p>こども計画は、法体系が変わっていて、子ども・若者育成支援推進法に基づいて計画を作ると、今までになかった児童以外の青少年部分についても計画の中に包含されてくる。現在の社会福祉法ではあくまでも児童福祉法。また、次世代育成支援対策推進法については、定めがあるが新たな特別法ができたことで、法体系にも歪みがでている状況である。こども計画に一部だけが入って、一部が入らないという厳密なとらえ方もできるが、明快に示そうとすると限界がある。そうなると計画本編の文章の中で説明する方法しかないと考えている。その辺は今後整理していきたい。</p>
	<p><u>(2) その他</u> ※意見なし</p>
4 その他	<p><u>(1) 令和7年度 計画策定スケジュール(予定)について</u> (説明者：事務局) ・次第により説明。</p>
《意見交換》 【A委員】	<p>パブリックコメントは途中でやるのが普通なのか。原案がでてからやるとの理解だったが、その辺はどうなのか。</p>
【事務局】	<p>表現がわかりづらかったが、最終原案に近い形でパブリックコメントを行う。他市町村によっては、骨子でもパブリックコメントを実施する自治体もあるが、福島市は最終原案でかける形になる。</p>
5. 閉会	